

# 小郡市政治倫理審査会の意見書を公表します

小郡市政治倫理条例に基づく市長、副市長、教育長、市議会議員の資産等報告書の審査結果について、次のとおり小郡市政治倫理審査会の意見書（要旨）を公表します。なお、資産等報告書と意見書は総務課で閲覧できます。

## 意見書（要旨）

### 1．小郡市政治倫理審査会の経過

市長、副市長、教育長及び市議会議員の資産等報告書について、計3回にわたる慎重な審査を行いました。

- （1）第1回（7月23日） 審査依頼、資産等報告書の審査
- （2）第2回（8月22日） 資産等報告書の審査、意見書の協議
- （3）第3回（9月10日） 意見書のまとめ

### 2．審査結果

#### （1）小郡市政治倫理条例の運用について

平成18年3月に新たに制定された小郡市政治倫理条例では、市長等及び議員に対し政治倫理基準や市の公共事業に関する遵守事項などが規定されるとともに、配偶者の資産等報告書の提出義務も課せられており、小郡市における政治倫理の確立に向けて充実が図られています。

この条例に基づき小郡市政治倫理審査会が設置されており、審査会が資産等報告書の審査を毎年実施することによって、市長等及び議員においても政治倫理に対する意識が向上しているものと考えられます。

#### （2）資産等報告書の内容について

今回の審査は、昨年の内容との比較対照を中心に実施しましたが、その内容については概ね適正に記入されており、特段の疑義は見当たりませんでした。新しい条例になって3年目を迎えますが、報告すべき資産等の内容もよりわかりやすく記載されており、確実に制度が定着してきたといえます。

### 3．審査会意見

条例第18条第1項の公共事業に関する遵守事項の規定では、市長等及び議員の配偶者及び同居親族、市長等及び議員が役員をしている企業並びに本人が実質的に経営に携わっている企業について、市との請負契約等の辞退の努力義務が規定されています。本条第1項の請負辞退の対象者として、市長等及び議員の配偶者及び同居親族が役員をしている企業も追加することにより、市長等及び議員の透明性が増すものと思われます。

また、資産等報告書の記入においては、有価証券の価額の基準、動産（自動車等）の価格の基準、地位及び肩書きの記入範囲、それに伴う一部事務組合等の報酬の記載など、必ずしも記入要領に基づいた統一的な記入が行われていない実態が見受けられます。今後は、市としても統一的な記入についての考え方を整理し、必要があれば規則及び様式改正も視野に入れて検討を行うとともに、市長等及び議員には事前に説明会で周知を図る等の対策を検討していただきますようお願いいたします。

平成20年9月10日

小郡市政治倫理審査会